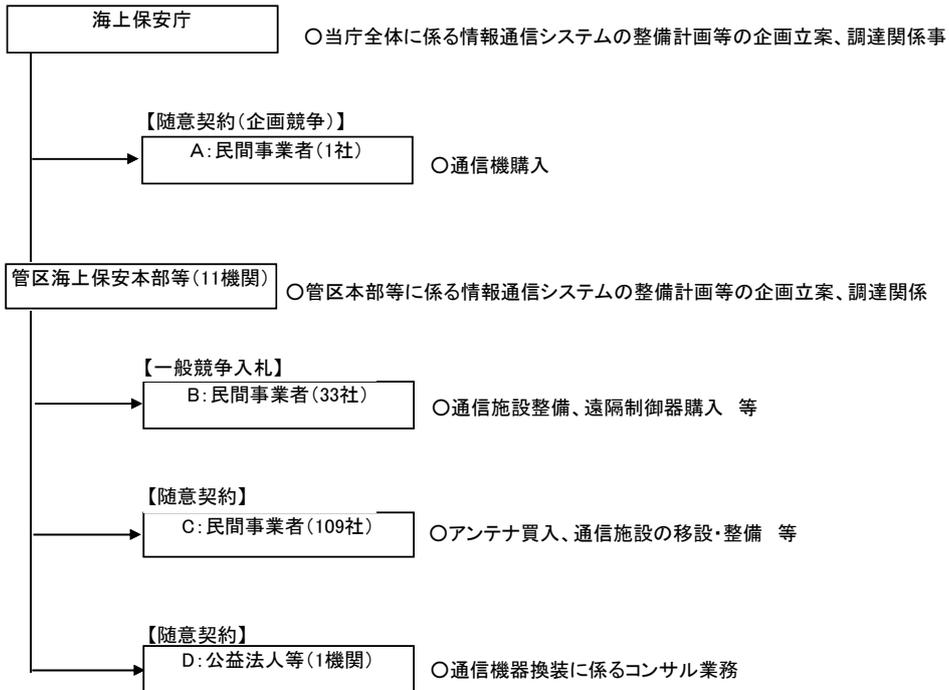


平成24年行政事業レビューシート (国土交通省)

<b>事業名</b>	情報通信システムに関する経費（東日本大震災関連）		<b>担当部署</b>	海上保安庁総務部		<b>作成責任者</b>			
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	S23～		<b>担当課室</b>	情報通信課		課長 坪上 浩治			
<b>会計区分</b>	一般会計		<b>施策名</b>	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する					
<b>根拠法令</b> (具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第28、29号		<b>関係する計画、通知等</b>	—					
<b>事業の目的</b> (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	海上保安庁は、法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに付帯する事項に関する事務を行うことにより、海上の安全及び治安の確保を図ることを任務としているが、当事業は、当該任務を遂行するために使用する通信施設を建設、保守及び運用することを目的とする。								
<b>事業概要</b> (5行程度以内。別添可)	先般の東日本大震災では、第二管区の通信施設が被災したことにより、陸上部署と巡視船艇との通信が長期間不能となったため、被災現場における情報収集活動、現場活動中の巡視船艇への指示等に支障をきたすこととなった。当事業においては、被災した通信施設の復旧を図るとともに、東日本大震災での教訓を活かし、海上保安業務を遂行するうえで必要不可欠な情報通信を確実に担保するため、情報通信システムに係る耐災害性の強化を実施している。								
<b>実施方法</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
<b>予算額・執行額</b> (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
		補正予算			0	0			
		繰越し等			1,526	0			
		計			△1,040	1,040			
	執行額				486	1,040			
	執行率(%)				467	96%			
<b>成果目標及び成果実績</b> (アウトカム)	成果指標		成果実績	要救助海難の救助率 (目標:平成23年度以降95%以上にする) (第3次海上保安業務遂行計画)		単位	H21年度	H22年度	H23年度
	達成度			%	94	96	95		
	成果指標		成果実績	海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数(目標:発生件数0の維持) (第3次海上保安業務遂行計画)		単位	H21年度	H22年度	H23年度
	達成度			件	0	0	0		
			%	100	100	100			
<b>活動指標及び活動実績</b> (アウトプット)	活動指標		活動実績 (当初見込み)	単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込	
	海上保安業務の円滑な遂行に資する情報通信システムの維持・整備			—	—	—	通信施設耐震化工事等	( )	
<b>単位当たりコスト</b>	情報通信システムの維持・整備 (2.5百万円/1部署)		算出根拠	23年度執行額(467百万円)を部署数184ヶ所(本庁、本部、基地等を含む)で除したもの。 ※巡視船艇・航空機については、各所属部署に含むものとする。					
平成24・25年度予算内訳	費目		24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	情報処理業務庁費								
	通信業務庁費								
	通信設備整備費								
	通信専用料								
	電子計算機借料								
計									

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	当事業においては、海上保安業務を遂行するうえで必要となる情報通信システムに係る耐災害性の強化等を実施しており、国が実施すべき事業であるとともに、その優先度は高い。 また、限られた予算を適切に執行しており、不要が生じた場合は、その理由を把握している。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	当事業においては、一般競争入札を前提としているが、全体の契約案件の内約30%を占める随意契約であっても、可能な限り企画競争を導入し、競争性の確保及び経費の削減に努めている。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	—	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	—	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	タイの洪水被害により部品等の納入が遅れたため、一部の工事を翌年度に繰り越した。
	—	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	△	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	—	※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	H23年度においては、随意契約であっても可能な限り企画競争を導入し、経費の削減を図ってきたが、H24年度においても、同様の経費削減努力を継続することとする。		
	H23年度においては、随意契約であっても可能な限り企画競争を導入し、経費の削減を図ってきたが、H24年度においても、同様の経費削減努力を継続することとする。		
予算監視・効率化チームの所見			
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー		平成23年行政事業レビュー	復興-0068

※平成23年度実績を記入



資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
行っているか  
について補足  
する) (単  
位: 百万円)

【随意契約】

航空用通信装置等については、仕様書や図面に国の行為を秘密にする必要がある事項が含まれており、仮に一般競争入札として公告した場合、性能や機能を記載した仕様書・図面などが公となり、海上保安庁の業務に支障を来すため、会計法、予算決算及び会計令、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により、国の行為を秘密にする必要があるものとして、随意契約によっているが、情報の管理と共に、契約時における競争性を確保することも重要なため、国の行為を秘密にする必要がある場合であっても、可能な限り公募による契約を行い、契約時における競争性を確保している。  
なお、契約の相手方が1者であることが明らかな場合や契約金額が小額である場合も、会計法、予算決算及び会計令により随意契約によっているが、小額の場合にはなるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

【国の行為を秘密にする必要がある事項】  
通信装置の暗号方式等の情報 等

【参考法令】

○会計法

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。(略)

4 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

5 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、競争に付し又は随意契約によることができる。

○予算決算及び会計令

(随意契約によることのできる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることのできる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。(略)
- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。(略)

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約にしようとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さな

○国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

(適用範囲)

第三条 この政令は、国の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格(物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあつては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが十二月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額とし、その他の場合は財務大臣の定めるところにより算定した額とする。)が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調達契約に関する事務については、この限りでない。(略)

三 物品等の調達契約(防衛省に関する経費によるものを除く。)又は特定役務の調達契約であつて、当該調達契約に係る国の行為を秘密にする必要があるもの

○財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額(平成24～25年度)

物品等の調達契約 1,200万円

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A.KDDI株式会社			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	通信機購入	8			
計		8	計		0
B.株式会社 国際無線			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	通信施設整備	51			
役務費	通信施設整備	5			
計		56	計		0
C.株式会社東北電技工業			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
工事費	通信装置整備	4			
物品購入費	通信機器購入	2			
物品購入費	通信機器購入	1			
計		7	計		0
D.社団法人 電波産業会			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	多重通信装置換装に伴う通信回線照会相談業務	1			
計		1	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	KDDI株式会社	通信機買入	8	随意契約	—
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社国際無線	通信施設整備工事	51	3	86.0%
2	株式会社住建トレーディング	通信施設建築等工事	21	2	99.9%
3	株式会社富士通マーケティング	通信回線改修工事	18	3	94.2%
4	株式会社上永電気工業所	送受信機整備	12	2	79.2%
5	株式会社富士通マーケティング	通信回線改修工事	12	2	89.4%
6	株式会社舞鶴計器	通信設備整備工事	11	1	87.1%
7	名古屋通信工業株式会社	陸上レーダー換装工事	11	2	98.2%
8	株式会社アイエンジ	通信施設調査	9	3	48.4%
9	長野日本無線株式会社	通信機器買入	9	2	94.9%
10	株式会社三社エンジニアリングサービス	電源装置買入	5	4	92.4%

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社舞鶴計器	通信機器買入	2	随意契約	—
2	株式会社上永電機工業所	送受信機整備	2	随意契約	—
3	神戸通信工業株式会社	通信装置整備	2	随意契約	—
4	株式会社戸田組	通信施設改修工事	2	随意契約	—
5	九州レジン工業(株)	通信施設防水工事	2	随意契約	—
6	有限会社三共無線電機商会	通信施設整備工事	2	随意契約	—
7	有限会社興発電子産業	通信施設移設工事	2	随意契約	—
8	株式会社上永電機工業所	通信装置整備	2	随意契約	—
9	芝電機株式会社	通信機器点検整備	2	随意契約	—
10	日本無線株式会社中部支社	通信機器点検整備	2	随意契約	—

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	社団法人電波産業会	多重通信装置換装に伴う通信回線照会相談業務	1	随意契約	—
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					